指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所管理者誓約書

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年１２月１４日　川崎市条例第８１号）第９８条（及び川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成２４年１２月１４日　川崎条例第８３号）第９４条）の規定に従い、運営に関する基準を遵守し、当該指定事業所の管理者の責務を適正に果たすことを誓います。

　　　　年　　月　　日

事業者名（開設法人名）

管理者

管理者　生年月日　　　　大正・昭和・平成　　　　　　　　年　　　月　　　日

管理者　住所　（郵便番号　　　　　-　　　　　）

【川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
（平成２４年１２月１４日川崎市条例第８１号）】

（管理者の責務） （注）下線部分は準用に伴う読替え

第５６条 　指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２ 　指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業　者にこの節の規定（※）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

なお、介護予防居宅療養管理指導についても同様に規定されています。

【管理者の責務について】

○「管理者」は、従業者の勤務管理や資格の確認、利用者やその家族、ケアマネジャー等との介護サービス利用に関する連絡調整のほか、事業所の業務の全てについて管理する必要があり、その責任を負うこととなります。

○　また、事業所における法令遵守の促進を図るため、実施する介護保険サービスに係る基準の内容を理解し、従業員に対し、これを指導する立場にあります。